

# 入退会及び会費に関する規程

2023年5月総会承認

一般社団法人日本型枠工事業協会

平成25年5月30日制定

# 一般社団法人日本型枠工事業協会 入退会及び会費に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は一般社団法人日本型枠工事業協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）の規定に基づき、会員の入退会、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会 員)

第1条の2 第1条の会員（以下「会員」という。）は定款第5条に規定する正会員、賛助会員又は特定会員とする。

2 第1項の特定会員（以下「特定会員」という。）は第1項の正会員を除く、在留資格「特定技能」を有する外国人（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れる者で、建設業法第3条に規定する建設業の許可の内、土木一式工事、建築一式工事、大工事またはとび・土工・コンクリート工事のいずれかの許可を受けている法人である者とする。

## (入会申込書)

第2条 本協会の会員になろうとする者（以下「入会希望者」という。）は、定款第6条の規定に従い、「入会申込書」（様式1）を入会希望者の所在地にある本協会の支部又は支部である中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合等の団体（以下「支部」という。）に提出し入会の承認を受けなければならない。

2 支部の長（以下「支部長」という。）は支部への入会を承認された入会希望者の「入会申込書」（様式1）を本協会の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。ただし、入会希望者の所在地が支部のない地域にあるときは、「入会申込書」（様式2）を会長に直接提出するものとする。

3 特定会員の入会希望者は前項の入会申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヵ月以内に発行されたもの）
- 二 建設業許可証の写し（有効期限以内のもの）
- 三 国土交通省「外国人就労管理システム」（以下「国土交通省システム」という。）において作成する「特定技能外国人に関する事項」に記載する内容と同一の「1号特定技能外国人受入リスト」（様式5）
- 四 建設業界共通行動規範の遵守及び会費等支払いに係る誓約書（様式6）
- 五 会員証明書発行依頼（様式9）

4 正会員の入会希望者で特定技能外国人を受け入れる者は第1項の入会申込書に前項の書類を添付しなければならない。

(入会の承認)

第3条 会長は、第2条に定める「入会申込書」及び第2項に掲げる書類を受理したときは、正会員は理事会の、特定会員は総務委員会または理事会（常任理事会を含む。以下同じ）の承認を受けなければならない。

(会員証明書等の発行)

第3条の2 会長は、第3条に定める総務委員会または理事会の承認を受けた特定会員に対し、特定会員が第4条に定める入会金及び第5条に定める会費を納入後速やかに、「会員証明書」(様式8)を交付する。

2 会長は、特定会員が第4条に定める入会金及び第5条に定める会費を納入しないときは前項の「会員証明書」を交付しない。

3 会長は、特定技能外国人を受け入れる正会員（以下「特定技能外国人受入正会員」という。）に対し、正会員の求めに応じて「会員証明書」を交付する。

4 特定技能外国人受入正会員は第2条第2項第3号から第5号までの書類を会長に提出しなければならない。

5 会長は、「会員証明書」を発行した特定技能外国人受入正会員及び特定会員（以下「受入会員」という。）を台帳に登録する。

6 会長は、受入会員が第6条に定める退会をしたとき又は第6条の2に定める会員資格を喪失したときは、前項の台帳から登録を削除する。

7 受入会員が、国土交通省システムにおいて「建設特定技能受入計画」を提出する際に添付する会員であることを証する書類は、第1項の「会員証明書」(様式8)とする。但し発行されている「(仮)会員証明書」は有効期限まで効力を有する。

(入会金)

第4条 定款第7条の規定に従い、会員は入会するとき、次の入会金を納入しなければならない。

金5,000円

2 支部に納入する入会金は支部の規定に定める。

(会費)

第5条 定款第7条の規定に従い、会員は、次の会費を納入しなければならない。

- 一 正会員及び賛助会員 金 2,500円 (月額)
- 二 特定会員 金20,000円 (年額)

- 2 支部の運営に必要な会費は支部の規定に定める。
- 3 支部の運営に必要な会費は支部に納入しなければならない。
- 4 第1項第2号の会員は会費を入会時若しくは会計年度の初めに全額を納入しなければならない。

(受入負担金)

第5条の2 受入会員は別表に定める受入負担金を支部に納入しなければならない。

- 2 受入会員は、受入負担金を支部の規定に定める期間（但し6月又は1年とする。）について、4月又は4月及び10月に前払いしなければならない。但し受入れ負担金の最初の請求があったときはその月から3月又は3月若しくは9月までの受入負担金を前払いするものとする。
- 3 受入会員が前記期間の間に特定技能外国人の受入れを停止したときは、一般社団法人建設技能人材機構の受入会員に対する受入負担金の請求が停止した後の前払いされた受入負担金の残金を、前払いをした受入会員に返金する。但し返金は受入負担金の請求の停止が確認できた後に行う。
- 4 会長は一般社団法人建設技能人材機構（以下「機構」という。）より請求のあった受入負担金を支部に請求するものとする。
- 5 支部は会長より請求のあった受入負担金を会長の指定する金融機関の口座に納付しなければならない。
- 6 支部より納付された受入負担金は会長が機構に納付する。

(国に対する報告、変更申請、変更届出等)

第5条の3 受入会員は、特定技能外国人が就労を開始したときは速やかに国土交通省システムにおいて受入れ報告書を作成し提出するものとする。

- 2 受入会員は、国土交通省の認定を受けた第3条の2第7項の「建設特定技能受入計画」に変更が生じたときは速やかに国土交通省システムにおいて変更申請又は変更届出を作成し提出するものとする。
- 3 受入会員は、特定技能外国人が退職、帰国又は経営上の理由、被災、行方不明等の理由により就労不能になったときは速やかに国土交通省システムにおいて該当する退職報告書、帰国報告書又は継続不可事由発生報告書を作成し提出するものとする。
- 4 受入会員は、特定技能外国人が前項に該当するときは、速やかに受入会員の所在地を管轄する地方出入国管理官署に「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」を提出するものとする。

(支部及び会長に対する報告)

第5条の4 受入会員は、認定を受けた第3条の2第7項の「建設特定技能受入計画」

に記載した特定技能外国人の氏名、人数を変更したときは、支部及び会長に対し速やかに変更した後の第2条第2項第3号に定める「1号特定技能外国人受入リスト」(様式5)を提出するものとする。前条第3項に該当するときも同様とする。

#### (退 会)

第6条 会員が退会するときは、定款第8条の規定に従い、「退会届」(様式3)を会員の所属する支部の支部長に届け出て、支部長の確認を受けるものとする。ただし、退会希望者の所在地が支部のない地域にあるときは、退会届(様式4)を会長に直接提出するものとする。

2 支部長は会員より「退会届」を受理したときは、確認の後、会長に「退会届」を提出するものとする。

#### (資格の喪失)

第6条の2 受入会員は、定款第10条第1号の定めに係わらず第4条に定める入会金、第5条に定める会費又は第5条の2に定める受入負担金を、本協会又は支部の請求のあった日より2月後までに納入しないときは、その資格を喪失する。

2 受入会員は、第2条第2項第4号に定める建設業界共通行動規範に反する行為を行ったときは、その資格を喪失する。

#### (通 報)

第6条の3 本協会は、受入会員が第6条に定める退会をしたとき又は第6条の2に定める資格を喪失したときは、速やかに国土交通省及び一般社団法人建設技能人材機構に通報する。

#### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

#### (補 則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人

の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「社団法人日本建設大工工事業協会入会規定」を廃止する。

#### 改定記録

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| 2019年5月30日                   | 特定会員及びその会費の規定を新設、入会申込書の様式を改訂<br>(第1条、第1条の2(新設)、第2条、第4条、第5条及び様式1、<br>様式2の改訂)   |
| 2019年7月26日                   | 特定会員の入会時提出資料、会員証明書等、受入負担金、資格の喪失、<br>通報等を新設<br>(第2条2項新設、第3条の2新設、第5条の2新設、第6条の2新設、第<br>6条の3新設)   |
| 2021年3月26日                   | 特定会員の定義、特定技能受入正会員の提出書類、受入負担金の前払<br>い、国及び支部・会長に対する報告事項を新設、改訂<br>(第1条の2、第2条第2項、第2条3項(新設)、第3条の2第4項(新設)、<br>同第7項(新設)、第5条の2第2項(新設)、同第3項(新設)、第5条の3(新<br>設)、第5条の4(新設)、第6条の2、第6条の3) |
| 2022年5月30日                   | 入会の承認、会員証明書の発行について改訂<br>(第3条、第3条の2第1項、同第2項、同第7項)  |
| 2023年3月24日<br>(2023年5月26日承認) | 特定会員の要件、入会の申込及び承認、受入負担金の請求及び納付、<br>特定技能外国人の変更報告を改訂<br>(第1条の2第2項、第2条2項、同3項、第3条、第5条の2第4項、同第5<br>項、同第6項、第5条の4)   |

受入負担金(受入会員が(一社)日本型粋工事業協会を通じて(一社)建設技能人材機構に支払う)

| 対象となる特定技能外国人の別                             | 1人あたり受入負担金の月額              |
|--|----------------------------|
| 海外試験合格者 ((一社)建設技能人材機構が指定する海外教育訓練を受ける場合)    | 2万円<br>(参考:年額24万円)         |
| 海外試験合格者 ((一社)建設技能人材機構機構が指定する海外教育訓練を受けない場合) | 1万5千円<br>(参考:年額18万円)       |
| 国内試験合格者                                    | 1万3千7百50円<br>(参考:年額16万5千円) |
| 試験免除者 (技能実習2号修了者等)                         | 1万2千5百円<br>(参考:年額15万円)     |

※上表の試験は(一社)建設技能人材機構が行う「建設分野特定技能1号評価試験」を指す。

# (一社)日本型枠工事業協会 入会申込書

年 月 日

一般社団法人日本型枠工事業協会  
会長 三野 輪 賢 二 殿

貴会の趣旨に賛同し、 年 月より

正会員 ・ 賛助会員 ・ 特定会員

として入会致します。(入会する会員資格を○で囲む)

代表者写真  
(印画紙・肩上)  
縦40×横30  
貼り付け  
※機関誌掲載

ふりがな  
会社名

: \_\_\_\_\_

代表者

役職名及び氏名ふりがな: \_\_\_\_\_

印

会社住所ふりがな: 〒 \_\_\_\_\_

電話: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

メールアドレス(※) 1 \_\_\_\_\_

2 \_\_\_\_\_

(※) 日本型枠本部からの情報連絡、資料送信用です。会社又は個人単位アドレスどちらでも結構です。  
(資料送付のため携帯アドレス不可。) 送信先が複数のアドレスでも結構です。

主な得意先3社の会社名 1 \_\_\_\_\_

2 \_\_\_\_\_

3 \_\_\_\_\_

建設業許可番号(※) \_\_\_\_\_

(記入例) ■■県知事(又は国土交通大臣) 般(又は特)ー●● 第\*\*\*\*\*号

(※)入会申込書に建設業許可証(写)を添付してください。

上記の者、本会趣旨目的に賛同し、入会申込書の提出がありましたので  
定款第6条に則り、提出致します。

支部名 \_\_\_\_\_ 支部長名 \_\_\_\_\_

印

会社名 \_\_\_\_\_

入会に際しての自社PR、抱負・モットー、挨拶等一言(※)  
(※)任意記入 (機関誌に掲載する場合があります。)

---

---

---

# (一社)日本型枠工事業協会 入会申込書

年 月 日

一般社団法人日本型枠工事業協会

会長 三野 輪 賢 二 殿

貴会の趣旨に賛同し、 年 月より

正会員 ・ 賛助会員 ・ 特定会員

として入会致します。(入会する会員資格を○で囲む)

代表者写真  
(印画紙・肩上)  
縦40×横30  
貼り付け  
※機関誌掲載

ふりがな

会社名 : \_\_\_\_\_

代表者

役職名及び氏名 : \_\_\_\_\_ (印)

ふりがな  
会社住所 : 〒 \_\_\_\_\_

電話 : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

メールアドレス(※) 1 \_\_\_\_\_  
2 \_\_\_\_\_

(※) 日本型枠本部からの情報連絡、資料送信用です。会社又は個人単位アドレスどちらでも結構です。  
(資料送付のため携帯アドレス不可。) 送信先が複数のアドレスでも結構です。

主な得意先3社の会社名 1 \_\_\_\_\_  
2 \_\_\_\_\_  
3 \_\_\_\_\_

建設業許可番号 \_\_\_\_\_

(記入例) ■■県知事(又は国土交通大臣) 般(又は特)一●● 第\*\*\*\*\*号

(※)入会申込書に建設業許可証(写)を添付してください。

入会に際しての自社PR、抱負・モットー、挨拶等一言(※)

(※)任意記入 (機関誌に掲載する場合があります)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

年 月 日

(一社)日本型粋工事業協会  
会 長 三 野 輪 賢 二 殿

(一社)日本型粋工事業協会 支部  
支部長

## 退 会 届

この度、下記の会員より退会の申し出がありました。

つきましては、 年 月 日付をもって、退会の手続きをお願いいたします。

記

会員種類      正会員      ・      特定会員      ・      賛助会員  
(※〇印を付けてください)

会 社 名

代 表 者

⑩

住 所

※ 恐れ入りますが、会費の誤請求を避けるため、退会予定月の1ヵ月前までにはご提出ください。

年 月 日

(一社)日本型枠工事業協会  
会 長 三 野 輪 賢 二 殿

## 退 会 届

この度、一身上の都合により退会をさせていただきます。  
つきましては、平成 年 月 日付をもって、退会の手続きをお願い  
いたします。

### 記

会員種類  正会員 ・  特定会員 ・  賛助会員  
(※〇印を付けてください)

会 社 名

代 表 者

⑩

住 所

※ 恐れ入りますが、会費の誤請求を避けるため、退会予定月の1ヵ月前までにはご提出ください。

年 月 日

### 1号特定技能外国人受入リスト

1 特定技能所属機関に関する事項

- (1) 特定技能所属機関名：  
(2) 特定技能所属機関の代表者名：

2 1号特定技能外国人に関する事項

|                     | 1号特定技能外国人1 | 1号特定技能外国人2 | 1号特定技能外国人3 |
|---------------------|------------|------------|------------|
| 氏名                  |            |            |            |
| 生年月日                |            |            |            |
| 性別                  |            |            |            |
| 国籍                  |            |            |            |
| 従事させる業務             |            |            |            |
| 就労させる場所（都道府県単位）     |            |            |            |
| 計画期間                |            |            |            |
| 報酬予定額（月額）           |            |            |            |
| 修了した建設分野技能実習        |            |            |            |
| 技能実習時の報酬（月額基本給）     |            |            |            |
| 修了した建設特定活動の職種及び作業   |            |            |            |
| 建設特定活動時の報酬（月額基本給）   |            |            |            |
| 母国での実務経験（職種及び年数を記入） |            |            |            |
| 合格した技能試験            |            |            |            |
| 合格した日本語能力試験         |            |            |            |

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。

※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。

年 月 日

【記入例】 1号特定技能外国人受入リスト

1 特定技能所属機関に関する事項

(1) 特定技能所属機関名：国土交通株式会社

(2) 特定技能所属機関の代表者名：国土 太郎

2 1号特定技能外国人に関する事項

|                     | 1号特定技能外国人1     | 1号特定技能外国人2 | 1号特定技能外国人3 |
|---------------------|----------------|------------|------------|
| 氏名                  | ABC DEF        | GHI JKL    | MNO PQR    |
| 生年月日                | ●年●月●日         | ●年●月●日     | ●年●月●日     |
| 性別                  | 男性             | 男性         | 男性         |
| 国籍                  | ベトナム           | ベトナム       | ベトナム       |
| 従事させる業務             | 型枠施工           | 型枠施工       | 型枠施工       |
| 就労させる場所（都道府県単位）     | 東京都、神奈川県       | 東京都、神奈川県   | 東京都、神奈川県   |
| 計画期間                | ●年●月●日～        | ●年●月●日～    | ●年●月●日～    |
| 報酬予定額（月額）           | 250,000円       | 230,000円   | 230,000円   |
| 修了した建設分野技能実習        | 型枠施工           | 型枠施工       | 型枠施工       |
| 技能実習時の報酬（月額基本給）     | 180,000円       | 170,000円   | 170,000円   |
| 修了した建設特定活動の職種及び作業   | 型枠施工/型枠工事作業    | -          | -          |
| 建設特定活動時の報酬（月額基本給）   | 210,000円       | -          | -          |
| 母国での実務経験（職種及び年数を記入） | 型枠施工/型枠工事作業 3年 | -          | -          |
| 合格した技能試験            | -              | -          | -          |
| 合格した日本語能力試験         | ^              | -          | -          |

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。

※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。

## 誓 約 書

一般社団法人日本型枠工事業協会  
会 長 三 野 輪 賢 二 殿

この度、貴会に入会し、建設分野における特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項を遵守履行することを誓約いたします。

1. 一般社団法人建設技能人材機構の設立総会において決議された「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範」を遵守履行すること。
2. 貴会の定める入会金、会費及び一般社団法人建設技能人材機構に納入する受入負担金等受入れ事業に必要な費用を、貴会の定める会則等諸規程に基づき、退会するときまで誠実に納付すること。

年 月 日

会 社 名

代表者役職

代表者氏名

印

## 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範（抄）

（一社）建設技能人材機構 総会決議

### I. 総則

1. 日本の建設業にとって有為な外国人材を特定技能外国人として確保し、現場を支える技能労働者として受け入れ、育成するため、建設業界は、一般社団法人建設技能人材機構（以下「機構」とする。）を設立し、ここで定める行動規範の遵守に一致協力する。
2. 特定技能外国人の来日準備や入国に関連して不当に高い金銭的負担を求める者、実勢水準以下の低賃金で特定技能外国人を雇い競争環境を不当に歪める者及び反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
3. 特定技能外国人の受入れの前提として、生産性向上や国内人材確保の取組（適正な賃金水準の確保、社会保険加入徹底、長時間労働の是正、女性・若年者の就業促進等）を最大限推進する。
4. 特定技能外国人の受入れに関し、労働関係法令その他の法令を遵守するとともに、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、特定技能外国人、建設産業及び地域社会の健全な発展に貢献する。

### II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 受入企業は、特定技能外国人が在留資格を適切に有していること（在留資格取得後にあっても在留期間の更新を適切に行っていること等を含む。）を常時確認する。
6. 受入企業は、特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等の報酬を、月給制・固定給の設定などの方法によって確実に支払うとともに、技能の習熟に応じて昇給を行うことにより、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
7. 受入企業は、自ら社会保険への加入義務を果たすとともに、外国人を含め、被雇用者を必要な社会保険に加入させる。
8. 受入企業は、特定技能外国人との雇用契約において、契約締結時に、当該外国人が従事する業務内容、これに対する報酬、労働時間、休暇、社会保険の加入状況その他の雇用関係に関する重要事項を母国語で説明し、かつ、書面にて契約を締結する。
9. 受入企業は、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。
10. 受入企業は、社内及び現場において、特定技能外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントを根絶するとともに、職業選択上の自由を尊重する。
11. 受入企業は、建設キャリアアップシステムに加入し、受け入れた特定技能外国人の登録を確実なものとするとともに、技能習得や資格取得を促し、適切な技能レベルへのキャリアアップをできるように努める。
12. 受入企業は、特定技能外国人が現場における指示等を的確に理解できるなど、技能レベルに合わせた日本語能力が身につけられるように配慮し、安全確保に必要な技能、知識等の向上を支援するとともに、安全の確保その他の要請に基づき元請企業が行う指導に従う。
13. 受入企業は、特定技能外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう、宿舍、通勤、相談等の日常生活上及び社会生活上の支援を行う。
14. 受入企業は、特定技能外国人が有する能力を有効に発揮できるよう、日常的に密接なコミュニケーションを図りながら、良好な職場環境を保ち、適切な処遇を行うとともに、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜き行為を行わない。
15. 受入企業は、機構の行う共同事業の実施に要する費用を分担する。

【見本】

## 会 員 証 明 書

発行日 : 20××年 ×月××日

発行番号 : 1234-5678

事業所名 : 株式会社 日本型枠建設

代表者名 : 代表取締役 型枠 太郎

所在地 : 〒105-0004  
東京都港区新橋6-20-11新橋IKビル1階

電話番号 : 03-6435-6208

上記事業所は当会の 正会員  
特定会員 であることを証明します。

〒105-0004  
東京都港区新橋6丁目20番11号  
新橋IKビル1階



一般社団法人日本型枠工事業協会  
会 長 三野輪賢二



本証明書の有効期限は上記会員の退会の日若しくは資格の喪失の日です。

## 会員証明書発行依頼

(一社)日本型粋工事業協会  
会 長 三野輪賢二 殿

国土交通省に建設特定技能受入計画の認定を申請するため、下記のとおり会員証明書の発行をお願いいたします。

### 記

所属支部 \_\_\_\_\_ (※)支部のない場合は本社所在都道府県名

会 社 名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
(会社所在地)

電話番号 \_\_\_\_\_

送付先住所 → 送付先が会社所在地と異なる場合は記載してください。

〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

申 請 日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_ 印  
(代表者)

(事務局注)

1. 本書を支部事務局に送付し、支部事務局にて押印、写しを保管の上、本部事務局に本依頼書及び以下の2.の書面を送付してください。
2. 本依頼書に「(様式5)1号特定技能外国人受入リスト」及び「(様式6)誓約書」を添付してください。
3. 「**会員証明書**」が本部より届きましたら支部事務局へ写しを送信してください。

|       |
|-------|
| 支部受付印 |
|       |